

さいたま市告示第431号

さいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

さいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱（平成27年さいたま市告示第425号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業は、他の補助金を受けていない事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 事業の実施日及び実施時間は、1週間に<u>1日</u>以上かつ1日に<u>3時間</u>以上開催すること（第10条に規定する交付決定のあった月及びやむを得ない事情により開催できない月を除く。）。</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">(交付額等)</p> <p>第8条 補助金の交付額は、80,000円に事業を実施する月数を乗じて得た額とする。ただし、前条に規定する対象経費の合計支出額（事業に係る寄附金、利用者からの飲食代その他の事業に係る収入があるときは、それらの収入の合計額を控除した額。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額が80,000円に事業を実施した月数を乗じて得た額未満の場合には、当該対象経費の合計支出額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p><u>2 前項の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>3 同一の団体への補助金の交付は、1年度につき1回とし、通算して3回を限度とする。</u></p> <p>様式第4号（第10条関係） さいたま市介護者カフェ事業補助金交付可否決定通知書</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">(対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業は、他の補助金を受けていない事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 事業の実施日及び実施時間は、1週間に<u>2日</u>以上かつ1日に<u>4時間</u>以上開催すること（第10条に規定する交付決定のあった月及びやむを得ない事情により開催できない月を除く。）。</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">(交付額)</p> <p>第8条 補助金の交付額は、80,000円に事業を実施する月数を乗じて得た額とする。ただし、前条に規定する対象経費の合計支出額（事業に係る寄附金、利用者からの飲食代その他の事業に係る収入があるときは、それらの収入の合計額を控除した額。以下同じ。）が80,000円に事業を実施した月数を乗じて得た額未満の場合には、当該対象経費の合計支出額とする。</p> <p>様式第4号（第10条関係） さいたま市介護者カフェ事業補助金交付可否決定通知書</p> <p>[略]</p>

さいたま市長	さいたま市長 
[略]	[略]
様式第6号(第11条関係) さいたま市介護者カフェ事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書	様式第6号(第11条関係) さいたま市介護者カフェ事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書
[略]	[略]
さいたま市長	さいたま市長 
[略]	[略]
様式第8号(第14条関係) さいたま市介護者カフェ事業補助金交付額確定通知書	様式第8号(第14条関係) さいたま市介護者カフェ事業補助金交付額確定通知書
[略]	[略]
さいたま市長	さいたま市長 
[略]	[略]
様式第9号(第16条関係) さいたま市介護者カフェ事業補助金交付決定取消等通知書	様式第9号(第16条関係) さいたま市介護者カフェ事業補助金交付決定取消等通知書
[略]	[略]
さいたま市長	さいたま市長 
[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年4月1日前にさいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた者に対するこの告示による改正後のさいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱第8条第3項の規定の適用については、同項中「通算して」とあるのは、「令和8年4月1日以降の期間において通算して」とする。